

「プールの安全標準指針」案の体系

第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プール利用者の安全確保のため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき事項等について関係する省庁が統一的に示し、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくもの。

1-2 本指針の適用範囲(対象とするプール)

遊泳利用に供することを目的としたプール施設のうち、第一義的には、学校施設及び社会体育施設としてのプール、都市公園内に設置されたプールを対象として作成。その他の公営プールや民営プールといった全てのプール施設においても、参考として活用することが期待されるもの。

第2章 施設基準

2-1 プール全体

- 救命具の設置、プールサイドを滑りにくくするなどの事故防止対策の必要性を明記。
- 監視室、救護室、注意看板等必要に応じ備えることが望ましい施設を明記。

2-2 排(環)水口

- 排(環)水口について、二重構造の安全対策を施すこと等、基準を統一。
(蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置)

第3章 安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

- 施設面の安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても徹底した安全対策が必要である旨を明記。
- プールの安全管理に係る重要事項を明確化。 (3-2~3-7で具体的に明示)

3-2 管理体制の整備

- 管理体制(管理責任者、監視員等)を明確にする必要性を明記。
- 管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従事者への周知徹底を図る必要性を明記。

3-3 プール使用期間前後の点検

- 点検チェックシートを用いた施設の点検・整備を行う必要性を明記。
- 排(環)水口の具体的な点検内容を明記。
- 点検チェックシートを3年以上保管することを明記。

3-4 日常の点検及び監視

- 排(環)水口の蓋等の固定について点検するなど日常点検の配慮事項を明記。
- 監視員の適切な配置、事故の原因や防止策、対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせる必要性を明記。

3-5 緊急時への対応

- 緊急対応の内容及び連絡体制を整備し、安全管理に携わる全ての従事者に周知徹底する必要性を明記。
- 異常が発見された場合、人身事故が発生した場合の具体的措置方法を明記。

3-6 監視員等の教育・訓練

- プールの設置管理者等が、安全管理に携わる全ての従事者に対して、プールの構造設備、事故防止対策に関し、十分な教育及び訓練を行う必要性を明記。

3-7 利用者への情報提供

- 排(環)水口の位置など危険箇所の表示、プール利用上の注意・禁止事項、毎日の点検結果等を掲示することが望ましい旨を明記。